

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金
算定等規則の一部改正について

(諮問第 1171号)

<目 次>

- 1 報告書
- 2 答申書（案）
- 3 補足資料
- 4 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部改正省令案
 - 別添 1 説明資料
 - 別添 2 新旧対照表
 - 別添 3 読替表

平成 19 年 9 月 20 日

情報通信審議会電気通信事業部会
部会長 根 岸 哲 殿

ユニバーサルサービス委員会
主 査 黒 川 和 美

報 告 書

平成 19 年 4 月 19 日付け諮問第 1171 号をもって諮問された事案について、調査の結果、下記のとおり報告します。

記

- 1 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、本件に関する当委員会の考え方等は別添 1 並びに提出された意見及びそれに対する当委員会の考え方は別添 2 のとおりである。

1 見直しの背景

- (1) 現行のユニバーサルサービス制度については、平成17年10月25日の情報通信審議会答申（ユニバーサルサービス基金制度の在り方）において、「音声サービス全体における競争が進展し、とりわけ基本料分野における競争がその黎明期を過ぎ、実効性のある競争が始まると見込まれる段階に入りつつある」との考えが示され、これに基づいて所要の見直しが行われたものである。

この見直しの背景として、競争事業者によるドライカップパを利用した直収電話サービスの提供等により、回線交換網ベースの電話サービス市場において一層の競争進展が実現し、級局別格差の縮小を含む基本料水準の低廉化が期待されていたところである。

また、ユニバーサルサービス制度に係る負担金の額については、これを接続電気通信事業者等が直接負担するか、利用者に追加的な負担を求めるかという点について、各事業者の経営判断に委ねることとされたところである。

- (2) しかしながら、ユニバーサルサービス制度が稼働した後、次のような状況が生じている。

- ① ブロードバンド化が急速に進展し、IP電話の加入者が大幅に増加する一方で、固定電話加入者数が減少する等、回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響が顕在化してきている。

その結果、直収電話サービス等の回線交換網ベースの電話サービス市場において、競争圧力を通じた基本料水準の低廉化は必ずしも十分に期待できない状況にある。この点、平成18年11月21日の情報通信審議会答申（電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可）において、級局別格差の是正を通じた利用者負担の抑制について、NTT東西に対し継続検討を求めたところであるが、当面その実施は見込めない状況にある。

- ② 負担金を支払う接続電気通信事業者等53社中50社（平成19年3月末現在）は、当該負担金を利用者に求めている状況にある。

- (3) かかる状況においては、現行基本料の級局別格差を通じ、結果として都市部等の採算地域において高コストの不採算地域のコストの一部負担が引き続き行われることとなるため、利用者負担を前提としつつ当該負担金の額が増加することについては、利用者の理解を得ることが困難であると認められる。

- (4) 以上を踏まえ、平成19年3月30日、情報通信審議会は総務大臣に対し、NTT東西の電話網等に係る平成19年度接続料の認可の答申において、ユニバーサルサービス制度に係る補てん対象額算定ルールについて利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直

しを行うこと、各電気通信事業者がユニバーサルサービス制度の負担金について可能な限り利用者負担を抑制する方向で検討すること等を要望したところである。

- (5) なお、後者の要望については、総務省において支援機関を通じて周知を行ったところであるが、現時点では具体的な利用者負担抑制に向けた動きは見られていない。

2 見直し案に対する考え方

- (1) 本見直し案は、利用者負担の抑制を図る観点から加入電話に係る補てん対象額の算定方式を見直すものであり、全国平均費用を補てん対象額算定のためのベンチマークとして用いる現在の仕組みを改め、当該ベンチマークを「全国平均費用＋標準偏差の2倍」とするものである。

- (2) 本見直し案については、以下の理由から十分な妥当性を有するものと考えられる。

- ① 当該ベンチマークにより具体的な補てん対象額を算定すると、平成18年4月に施行された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第33号）の附則において規定されている現行制度の見直し時期（施行後3年を目途）の間は、平成18年度認可に係る補てん対象額に基づき計算される合算番号単価（7円）と概ね同等の水準で推移すると見込まれる。このため、本見直し案により利用者負担の抑制を図ることが可能となる。
- ② 上記の算定方式の見直しに際しては、その前提として実績データに基づき客観的な基準により算定されるものであることが求められるが、この点、当該見直し後の算定方式は、現行制度において非競争地域を特定する際に用いた標準偏差の方式を用いることにより、実績データに基づく客観的なベンチマークを設定するものであり、基準の客観性が確保されている。
- ③ なお、我が国と同様にユニバーサルサービス制度が稼働している米国においても、各州の平均費用を基に、「全国平均費用＋標準偏差の2倍」を補てん対象額算定のベンチマークとして設定している。これは、当該ベンチマークを超える部分については、各州内におけるユニバーサルサービス制度の存在等我が国制度と異なる点はあるものの各事業者の経営効率化努力によってもなお対応することが不可能な水準であると認め、本制度による補てんが行われているものである。この点、我が国においても、NTT東西の経営効率化努力等による内部補てんのみでは対応することができない水準を確定する方式として参考とすることには一定の合理性があると認められる。

3 今後のユニバーサルサービス制度の見直し

- (1) 現在のユニバーサルサービス制度を取り巻く市場環境は急速かつ大幅に変化しており、回線交換網からIP網への移行が顕著である。今次補てん対象額の算定方式の見直しは、こ

うした市場環境の変化を主因とするものであるが、今後とも市場環境の変化が継続することを勘案すると、ユニバーサルサービス制度自体についても早急な見直しが必要であり、これを平成20年より行うことが適当と考えられる。

- (2) なお、今回の見直しは、市場環境の変化及び利用者負担の抑制という点を考慮して当分の間の措置として講じられるものであるが、NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当と考えられる。

「基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
の一部を改正する省令案」
に対して寄せられた意見及びそれに対する考え方

平成19年9月20日
総務省
情報通信審議会

1 ベンチマークの変更について

意見1 合理的な案であり利用者負担が抑制されることは望ましい。	考え方1
<p>現行のユニバーサルサービス制度において、高コスト地域の範囲は可能な限り限定されることが望ましいと考えますが、改正省令案は、補てん対象額算定のためのベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」とするもので、実質的に高コスト地域をより厳密に特定する効果があり、合理的な案の一つであると考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	—
<p>ユニバーサルサービスは国民全体で支えていくものであり、コスト最小化に向けた努力が徹底されるべきであるため、ユニバーサルサービスの交付金額が見直され、お客様の負担が抑制されることは望ましいと考えます。【KDDI株式会社】</p>	
<p>従来より当社は、ユニバーサルサービス制度の運営にあたっては、ユニバーサルサービス基金制度の在り方答申（平成17年10月）にある通り、「競争中立性の確保」、および「利用者負担の公平性の確保」が重要であると考えております。</p> <p>本省令案は「・・・利用者負担の抑制という点を考慮して当分の間の措置として講じられるもの」（報告書別添3（2））とされており、当該見直しは適当であると考えますが、今後も競争中立性の確保、および利用者負担の公平性の確保を主軸に据えた制度運営がなされるべきと考えます。【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ】</p>	
<p>平成19年7月23日付けのユニバーサルサービス委員会報告書（以下、「H.19委員会報告書」）に基づき、利用者負担の抑制を図る観点から補填対象額の算定方式の見直しを行い、そのベンチマークを「全国平均費用+標準偏差の2倍」とすることについては、ユニバーサルサービス基金の過剰な負担金の抑止となる点で、有効なものとして賛成します。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】</p>	
意見2 NTSコストの回収方法とセットで見直すことが不可欠	考え方2
<p>携帯電話やIP電話が普及拡大し、都市部を中心に競争事業者が本格的にサービスを展開する中で、高コスト地域におけるユニバーサルサービスを維持していくために</p>	<p>ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式の見直しに当たっては、固定電話の接続料におけるNTSコス</p>

<p>は、サービスの確保に必要なコストを確実に賄っていく必要があると考えます。</p> <p>現行の基金制度の費用ベンチマーク水準は、審議会答申(*)にあるとおり、「ユニバーサルサービスはあまねく公平に提供されるべきであり、均一料金を維持すべきもの」との観点から、補填の対象を高コスト地域における「全国平均費用を超える額」とされているものです。他方、今回審議会に諮問された見直し案は、補填の対象を「全国平均費用+2σを超える」額に縮小させることから、高コスト地域の料金を「全国平均費用+2σ」の水準に値上げしないとユニバーサルサービスを維持できない仕組みとなっており、現行のユニバーサルサービスについて全国均一料金を維持するという政策目標に相反すると考えます。</p> <p>したがって、基金制度の見直しにあたっては、現行の基金制度における補填対象コストが実質的にNTSコスト部分だけである状況を踏まえ、審議会にて同日諮問された「平成20年度以降の接続料の在り方について」の答申(案)において示されているNTSコストの回収方法の変更とセットで見直すことが不可欠であると考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>トと密接に関連することから、これと同時並行的に見直しを行い所要の措置を講じることが望ましい。本件諮問の具体的な審議においても、その点を留意しているところである。</p>
--	---

2 経営効率化の推進、情報の開示促進及び政策の透明性の確保について

<p>意見3 基礎的電気通信役務の提供に関し、NTT東西の一層の経営効率化・情報開示が必要であり、また、ユニバーサルサービス制度の十分な周知等が必要</p>	<p>考え方3</p>
<p>H.19委員会報告書にも指摘があるとおり、引き続き、NTT東西殿は、一層の経営効率化に努めるべきであり、実際の負担者(利用者、接続事業者)の社会的コンセンサスが得られるようその計画と実績についても開示すべきです。また総務省においても、検証できる仕組みと環境を整備するなどの実効性のある措置もあわせて検討すべきと考えます。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】</p>	<p>NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当である。</p> <p>また、H18年度のユニバーサルサービス制度の交付金・負担金等の認可における情報通信審議会答申において、適格電気通信事業者であるNTT東西に対し、基礎的電気通信役務収支の状況等の情報について、一層の開示促進及び利用者への情報提供の徹底を求めているところであり、これを踏ま</p>
<p>NTT東西は経営効率化に関し、「平成19年度以降、基礎的電気通信役務収支表の提出に際し、経営効率化の実績について併せて総務省に報告すること」を求められ</p>	

<p>ているところであり、さらに同収支表の営業費用に関し、管理部門と利用部門の区分を設けることが「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」にて提案されているところです。これらのNTT東西のユニバーサルサービス収支及び経営効率化に関する情報が、利用者およびユニバーサルサービス基金の負担事業者からも検証可能となるよう、NTT東西においてはより一層の情報開示が求められるべきであると考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>え、NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービス制度に対する利用者等の理解が深まるよう、取り組んでいくことが適当である。</p> <p>なお、ユニバーサルサービス制度が国民利用者の利益に深く関係するものであることにかんがみ、行政、基礎的電気通信役務支援機関及び接続電気通信事業者等においても、引き続き、利用者への情報提供を徹底することが適当である。</p>
<p>ユニバーサルサービス制度の継続においては、同制度に対する利用者の理解が不可欠です。事業者は、請求書における明示や、独自の案内パンフレット配布等により同制度の告知に努めているところですが、行政におかれても、平成18年11月21日における情報通信審議会答申書の内容を踏まえ、今回の制度変更等に関し十分な告知を行って頂きたいと考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
<p>意見4 制度変更が短期間に行われる場合には、政策の透明性を高め、説明責任を果たすことが必要</p>	<p>考え方4</p>
<p>ユニバーサルサービス制度は、利用者、接続事業者ともに相互に密接な関係性があり、社会的コンセンサスを得て、安定的に運用されるべきものと弊社は考えます。現行制度の策定において、関係団体、事業者など広範に意見を求め、政策の透明性を高めた上で、導入されたものと理解していますが、制度創設時に予定していた見直し時期より前に、また現行制度としての運用期間が短いなかで改正が行われることは、これまでの議論の妥当性及び制度の動向に対する予見性について議論の余地も生じることと考えます。</p> <p>したがって、本件のように当分の間として暫定的に行われるとはいえ、制度変更が短期間に行われる場合には、政策の透明性を高め、説明責任を果たした上での実施が必要と考えます。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】</p>	<p>今回の省令改正案については、情報通信審議会(H19.3.30)の要望を受けて、利用者負担の抑制を図る観点から補てん対象額の算定方式の見直しを行うものであり、その手続きについても、意見招請等により関係者の意見を踏まえつつ、十分時間をかけて審議を行っているものである。</p> <p>なお、市場環境の変化が今後も継続することを踏まえ、ユニバーサルサービス制度自体の早急な見直しについても、透明性を確保しつつ進めていくことが適当である。</p>

3 その他（番号単価の平準化）

意見5 番号単価の平準化が必要	考え方5
<p>見直し案における番号単価の見込みは、現行7円から、平成19年度に4～6円に低下した後、平成20年度に6～8円に上昇する見込みとされています。IP化の一層の進展等によりユニバーサルサービスの維持コストの増大が見込まれる中で、制度見直しとはいえ一時的に基金の負担が低下することは、コストの最終負担者であるお客様に対してユニバーサルサービスの収支が改善しているかのような誤解を生じさせ、制度の理解への支障となるおそれがあります。したがって、基金の必要性が増しているユニバーサルサービスの現状を正しくご理解していただくため、少なくとも平成19年度・20年度の番号単価を平準化していただきたいと考えます。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>H19年度、H20年度の番号単価（それぞれ4円～6円、6円～8円）は、あくまでも推計値であり、現時点において、来年度（H20年度）の補てん対象額や稼働番号数を予測の上、今年度（H19年度）の番号単価と来年度の番号単価を平準化するのは困難である。</p> <p>仮に平準化を行う場合にも、今年度の番号単価が上昇することにより不利益を受ける者が想定されるため、適当でないと考えられる。</p>

4 今後のユニバーサルサービス制度の見直しについて

意見6 将来のユニバーサルサービス制度の在り方について検討が必要	考え方6
<p>平成20年より行う基金制度の見直しについては、今後も、IP電話の一層の拡大や採算地域における競争の進展が続く中で、市場環境の変化を踏まえ、引き続きユニバーサルサービスの維持を図ることができるよう検討していただきたいと考えます。【東日本電信電話株式会社・西日本電信電話株式会社】</p>	<p>現在、総務省においては、IP化等への進展を踏まえたユニバーサルサービス制度の将来像について検討が行われているが、平成20年から行うユニバーサルサービス制度の見直しに当たっても、こうした検討を踏まえつつ、国民生活に</p>

平成20年より開始予定のユニバーサルサービス制度の見直しは、抜本的なものとする必要があります。まずは、基金や補助金に頼らずユニバーサルサービスを確保する方策を検討すべきであり、コスト算定方法のみならず、ユニバーサルサービスの提供コスト自体を削減・最小化するための方策について、徹底的な議論がなされる必要があると考えます（見直しに関する弊社共意見の詳細は、平成19年3月2日付け弊社意見書を参照願います）。

また、ユニバーサルサービス制度、接続料、基本料の在り方は互いに密接に関係するものであり、同制度見直しの際には、接続料・基本料の在り方についても抜本的な議論を行う必要があるものと考えます。【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】

コスト最小化については、まず、NTT東・西の経営効率化が重要です。平成19年7月23日付のユニバーサルサービス委員会の報告書で、「NTT東西においては、引き続き、ユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化に努めていくことが適当」との考え方が示されていますが、今後のユニバーサルサービス制度の見直しにあっても、お客様負担の抑制に十分留意した上で検討を進めて頂きたいと考えます。

また、ユニバーサルサービス提供事業者であるNTT東・西が企業全体で徹底的に経営努力をした結果、真に外部補てんが必要なほど経営困難な状況にあるのかについて、改めて国民的コンセンサスを得ることも必要です。

なお、今回の見直しは「当分の間の措置として講じられ」、「ユニバーサルサービス制度自体についても早急な見直しが必要であり、これを平成20年より行う」とされていますが、当該見直しの際には、制度の予見性・透明性を高めるよう十分配慮することが必要と考えます。【KDDI株式会社】

今後、市場環境の変化による制度の見直しが行われる場合については、市場環境の急激な変化への対応という観点のほか、別途検討中の本制度の将来像に関する研究会で、そもそも抜本的な見直しが必要かどうかを検討すべきと考えます。【イー・モバイル株式会社・イー・アクセス株式会社】

不可欠な通信サービスがあまねく提供されることが確保されるよう幅広い観点から検討が行われることが適当である。

また、ユニバーサルサービス制度は、接続料算定の在り方などとも密接に関連するため、これらとの整合性を確保しつつ、検討が行われることが適当である。

平成19年9月20日

総務大臣
増田 寛也 殿

情報通信審議会
会長 庄山 悦彦

答 申 書 (案)

平成19年4月19日付け諮問第1171号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

- 1 本件、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。
- 2 なお、本件に関する当審議会の考え方等は別添1並びに提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は別添2のとおりである。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
の一部改正について

<補足資料>

総 務 省
総 合 通 信 基 盤 局

1 見直しの背景

情報通信審議会答申(H17.10.25)

- ドライカップ電話の提供等により一層の競争が進展し、級局別格差の縮小含む基本料水準の低廉化が期待。
- 利用者への追加負担は、事業者の経営判断。

制度稼働後の状況

- PSTNからIP網へのマイグレーションの影響が顕在化。基本料の水準の低廉化は当面、見込めない状況。
- 事業者の大半(50/53社)が負担金を利用者に求めている状況。

情報通信審議会の要望(H19.3.30)

- 利用者負担を前提として負担金の額が増加していくことについて、利用者の理解を得ることは困難。
- 利用者負担を抑制する観点から、速やかに補てん対象額の算定ルールの見直しを要望。

2 見直し案に対する考え方

見直し案の概要

ベンチマークを「全国平均費用」
→「全国平均費用+標準偏差の2倍」

見直し案に対する考え方

次の理由により十分な妥当性がある。

- ① 利用者負担の抑制が可能
 - 今後2年間は、現行の合算番号単価(7円/番号)と概ね同等の水準と見込まれる。
- ② 基準の客観性が確保
 - 現行制度で非競争地域の特定に用いた標準偏差の方式を用いることで実績データに基づく客観的なベンチマークを設定。
- ③ 米国の方式を参考とすることに一定の合理性
 - 米国においても各州の平均費用を基に、同様のベンチマークを設定。

3 今後の制度見直し

制度の見直し

- 今後とも市場環境の変化が継続することを勘案すると、ユニバーサルサービス制度自体の見直しをH20年から行うことが適当。

NTT東西の経営効率化

- 今回の措置は、当分の間の措置であるが、NTT東西は引き続き経営効率化に努めていくことが適当。

補てん対象額

(認可年度)

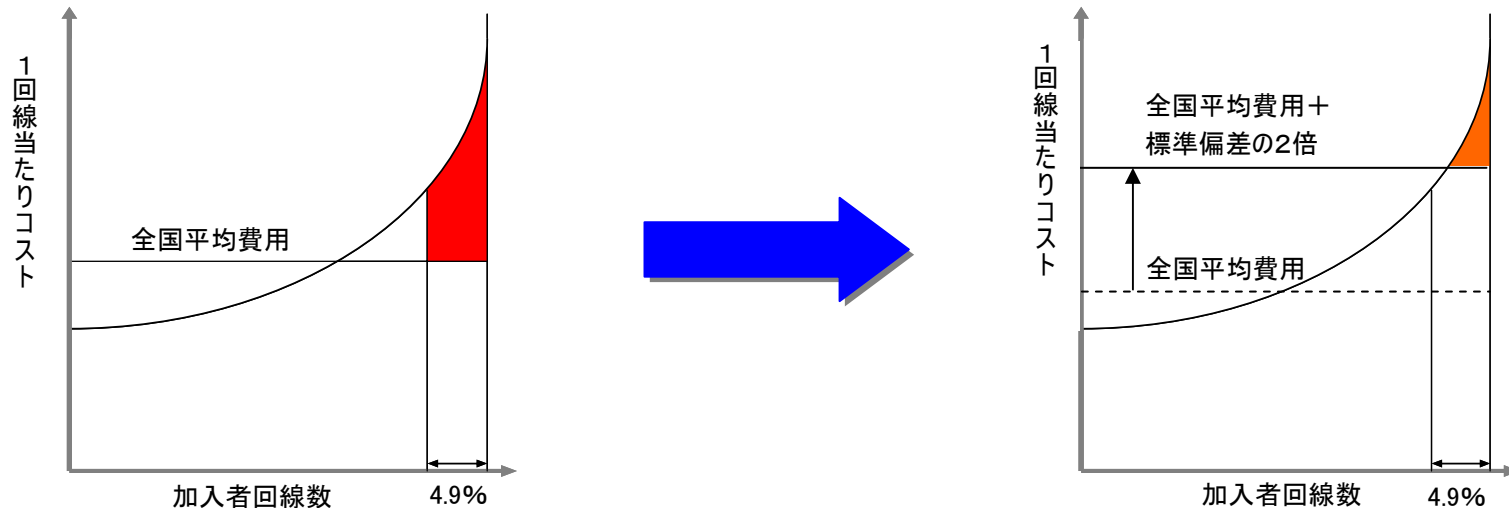
	H18年度	H19年度	H20年度
①見直し前: 現行ベンチマーク 「全国平均費用」	152億円(実績)	195-275億円	280-380億円
②見直し後: 修正ベンチマーク 「全国平均費用+2σ」	—	96-127億円	129-168億円

合算番号単価

	H18年度	H19年度	H20年度
③見直し前	7円(実績)	9-13円	13-17円
④見直し後	—	4-6円	6-8円

補てん対象額算定の前提

- H19年度、H20年度の補てん対象額は、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」(H17年10月25日)において推計したものを使用。
- ②の算定上、公衆電話の補てん対象額、緊急通報の補てん対象額は、H18年度の補てん対象額(それぞれ、31億円、1億円)と同額とする。
- 合算番号単価の算出に用いた電気通信番号は、H19.1末現在の1億8,122万番号とする。



ユニバーサルサービス制度の補てん額算定ルールの見直し
ベンチマークを「全国平均費用 + 標準偏差の2倍」に変更

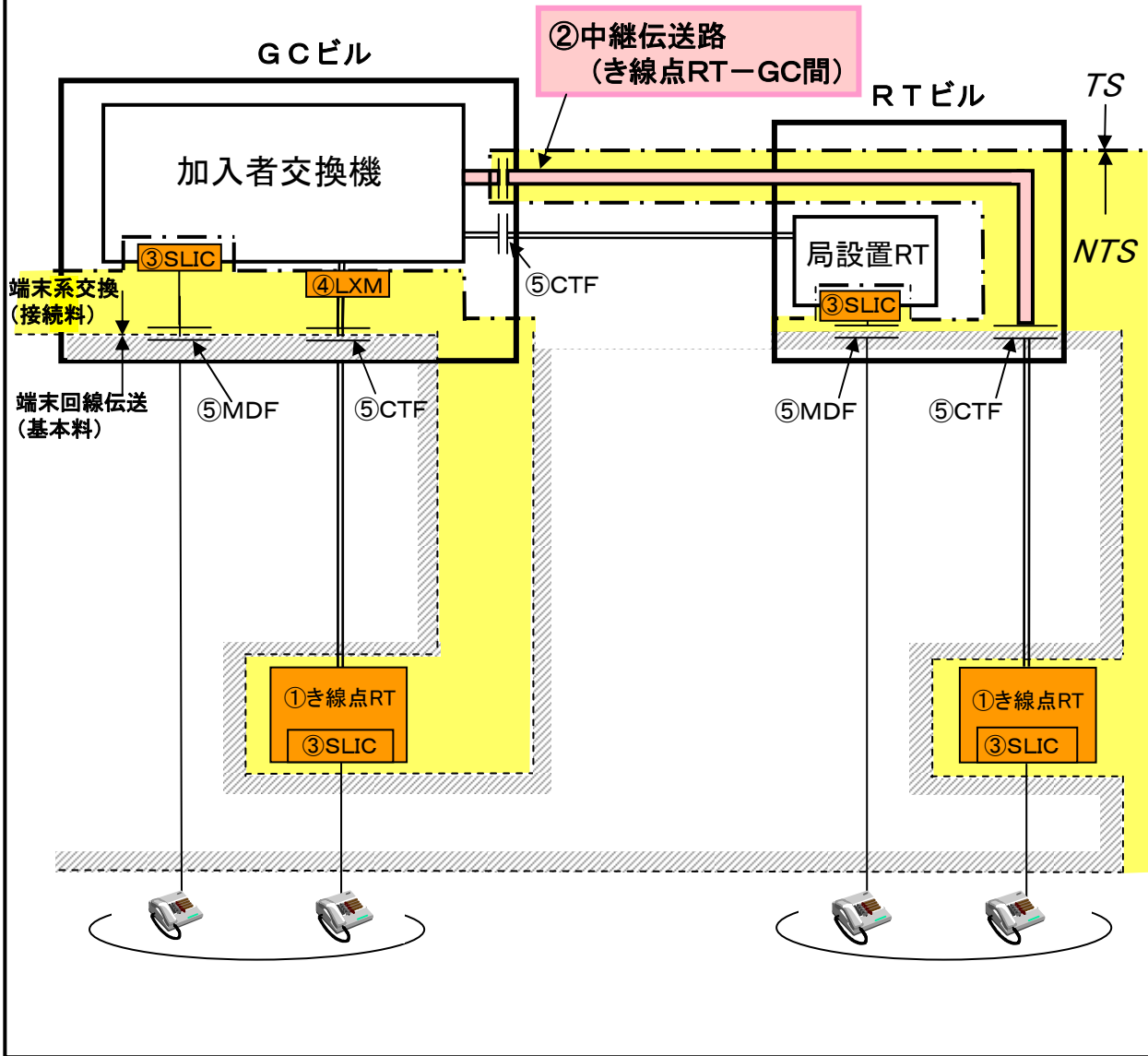
従来、ユニバーサルサービス制度により各事業者で公平に負担していた費用をNTT東西のみが負担

H20年以降の接続料算定の在り方(案)
当分の間の措置として
き線点RT-GC間伝送路に係る費用を接続料原価に算入

- ① NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路費用を実質的にNTT東西のみが負担する結果 (参考①、参考②)
- ② NTT東西から、ユニバーサルサービス制度により補てんされないのであれば、接続料として関係事業者から公平に回収すべきとの指摘

- ① 接続料原価に算入する費用は必要最小限に限定すべき
 - > 実際のネットワークにおけるRT設置局である局舎に限定し当該伝送路費用を算定 (参考③)
 - ② き線点RT-GC間伝送路費用を接続料原価に段階的に算入 (参考④)
 - > H16年答申(※)の想定接続料の上限値と比較して、十分に競争が成り立ち得る水準 (参考⑤)
 - ③ 当分の間の措置であり、早急な検討を行うことが望ましい
 - > 平成20年よりユニバーサルサービス制度の見直しを行い、き線点RT-GC間伝送路費用の扱いも含めて結論を得ることが適当
- (※) H17年度以降の接続料算定の在り方答申(H16.10.19)

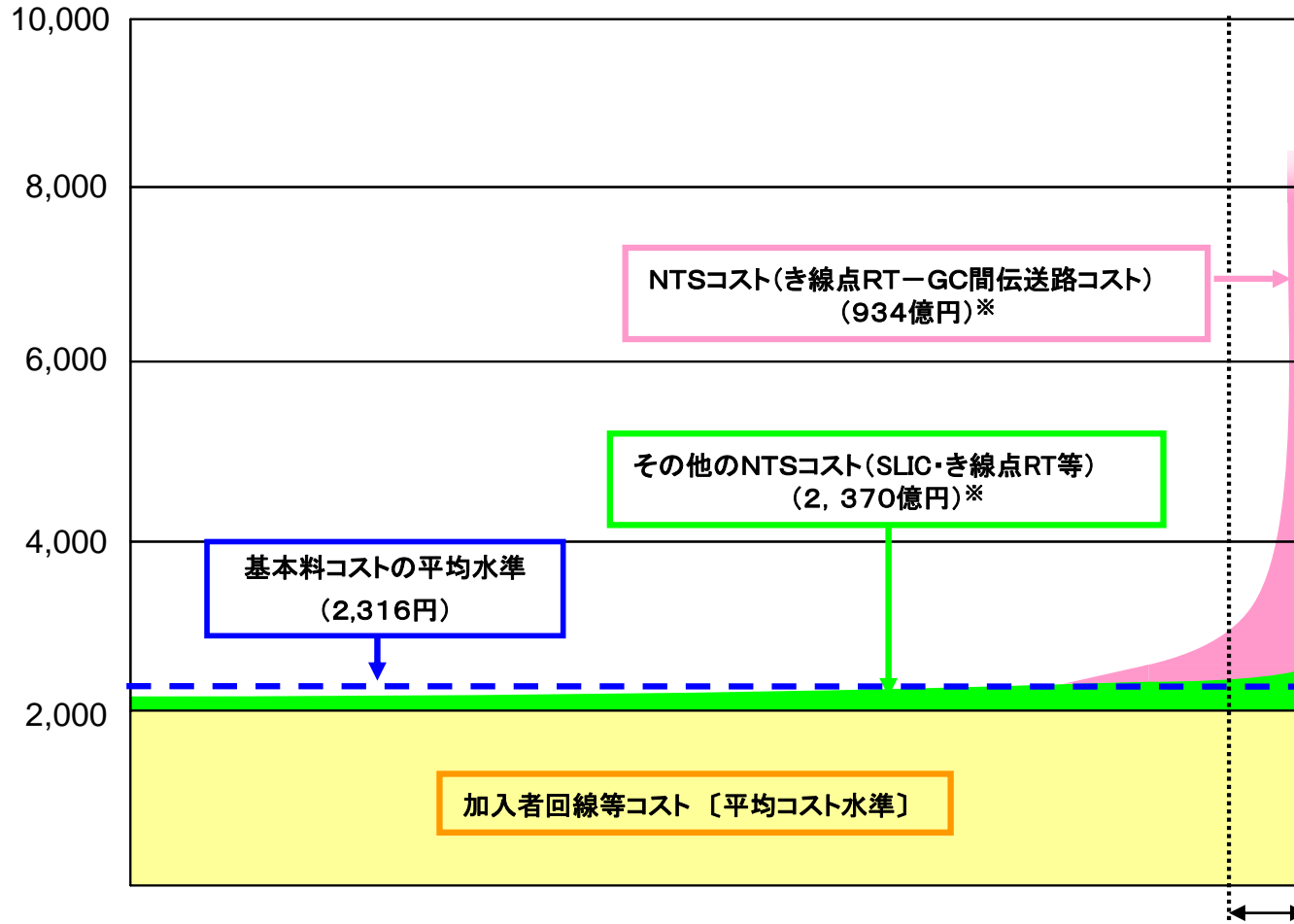
モデル上のネットワーク構成



設備	機能	沿革等
①き線点RT	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線を收容する機能 ・呼出信号の送出等の機能 ・光信号／電気信号変換等機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線コスト低廉化のため、平成3年から順次導入。 ・SLICがGC局舎外に張り出したもの。 ・き線点RT收容の場合はDSLサービス不可。
②中継伝送路 (き線点RT-GC間)	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバで通信を伝送する機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・従来は小型交換機が置かれていた小規模交換局に設置されたもの。 ・主としてSLICの機能を有するもの。 ・モデルの局設置RT(SLIC部分を除く)は集線機能があるためTSに整理。
③SLIC (加入者ポート)	<ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線をGC交換機に收容する機能 ・呼出信号の送出等の機能 	<ul style="list-style-type: none"> ・ISDN用回線の同様の装置(OCU)は基本料の費用範囲。
④LXM (半固定パス接続装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・光ファイバにより伝送される通信を複数の交換機に振り分ける機能 	
⑤MDF、CTF	<ul style="list-style-type: none"> ・局内ケーブルを收容するための配線盤 	

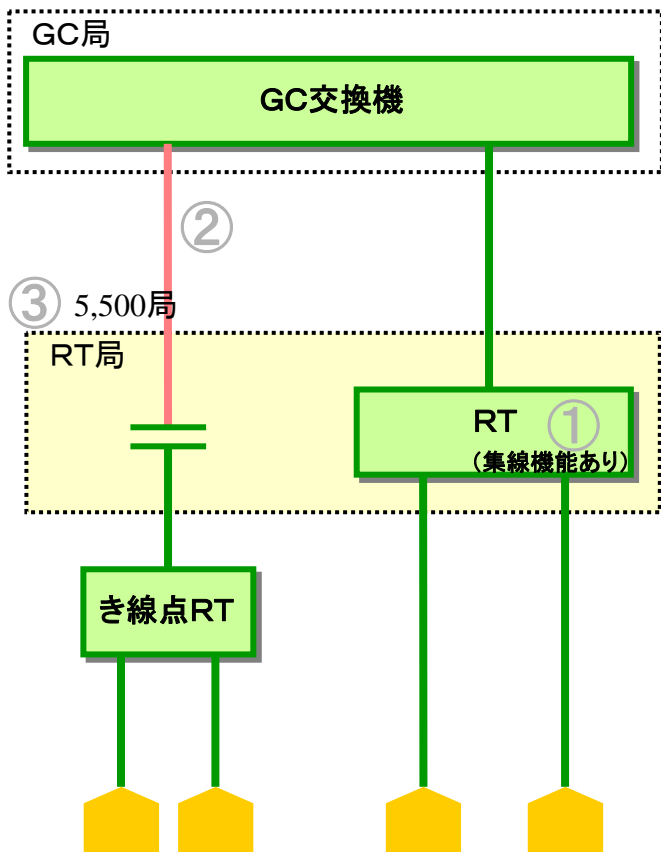
回線当たり費用(円)

收容局毎の回線当たり費用の分布



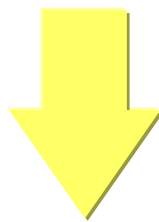
※ NTSコストの額は、平成18年度ユニバーサルサービス制度認可ベースの收容局毎の回線当たり費用を基に、NTSコストを100%基本料費用に付替えた場合のもの。

LRICモデルのネットワーク

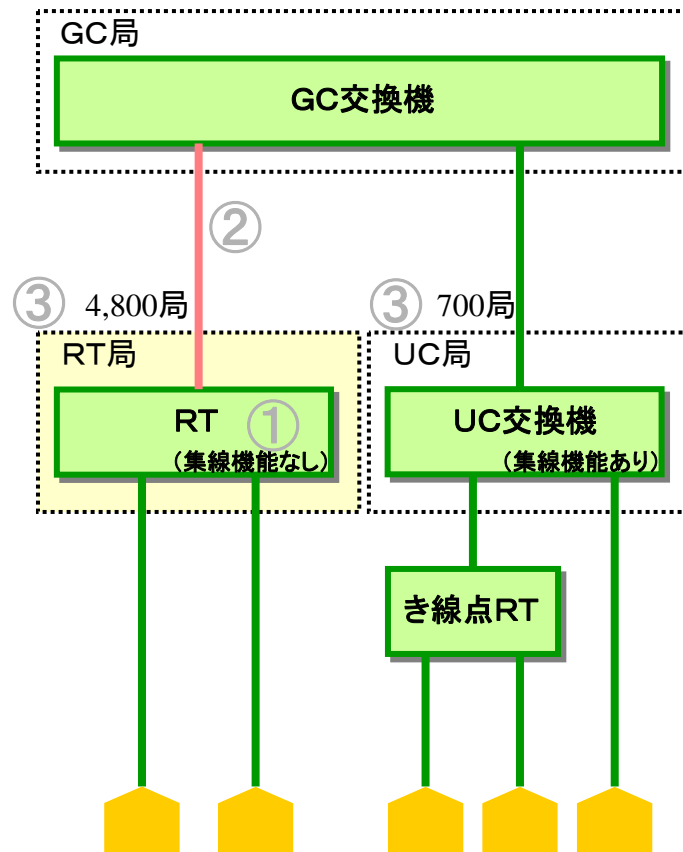


■ 両者の相違点

- ① LRICモデルでは、RTに集線機能があるのに対し、現実のRTには集線機能がない。
- ② LRICモデルの「き線点RT-GC間伝送路」は、現実には「RT-GC間伝送路」に相当。
- ③ LRICモデルでは、RT局の数が現実よりも多く、一方UC局が存在しない。



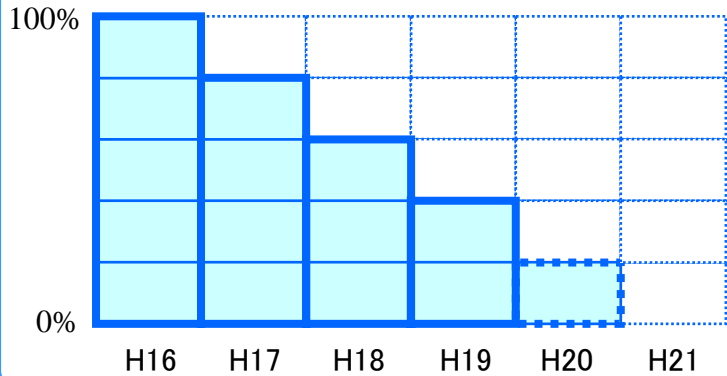
NTT東西のネットワーク



■ LRICで算定したき線点RT-GC間伝送路コストについて

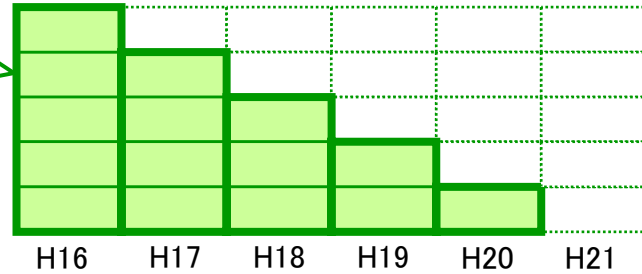
- ◇ LRICモデルのRT局数が、NTT東西の現実のRT局数よりも多いことから、LRICで算定したき線点RT-GC間伝送路コストが実際費用よりも高くなるため、そのまま接続料原価に戻すのは不適切。
- ◇ そのため少なくとも、LRICモデルで算定した収容局別のき線点RT-GC間伝送路コストのうち、NTT東西のネットワークで実際にRTが設置されている局に限定する必要がある。

現行のNTSコストの付替えテンポ



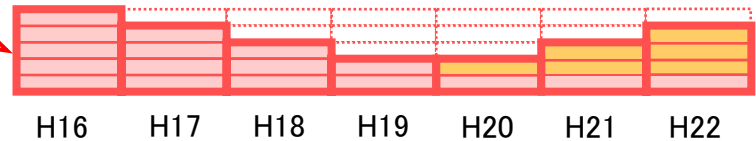
き線点RT-GC間伝送路コストを接続料原価に戻す場合の付替えテンポ

① 下記②以外のNTSコスト



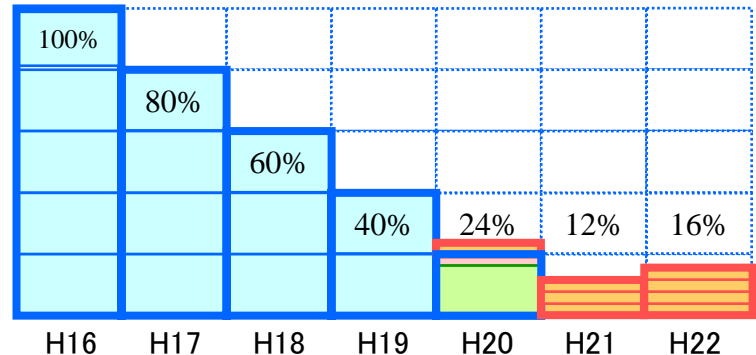
下記②以外のNTSコストは、これまでと同じテンポで付替え。

② 現実のRT局に限定した「き線点RT-GC間伝送路コスト」



これまでNTSコストの控除を20%ずつ段階的に行ってきたことを踏まえ、当該費用を毎年度20%ずつ段階的に接続料原価に戻す。

③ ①と②の合計



【参考】NTSコストの内訳

(億円)

	加入者交換機能				
	① き線点RT	② 中継伝送路 (き線点RT-GC間)	③ SLIC	その他	
年間費用	3,304	651 (19.7%)	934 (28.3%)	1,546 (46.8%)	173 (5.2%)

(注1) 入力通信量は平成17年実績値。
(注2) 括弧内は加入者交換機能の全費用に占める割合。

(平成18年度ユニバーサルサービス制度認可ベース)

- 【ケースA】 現行の接続料算定方式
- 【ケースB】 NTT東西の提案方式 (NTSコストのうち、RT-GC中継伝送路コストをH20より全額、接続料原価に戻す方式)
- 【ケースC】 事務局提案 (RT-GC中継伝送路コストのうち一部を、H20年度以降、段階的に接続料原価に戻す。)

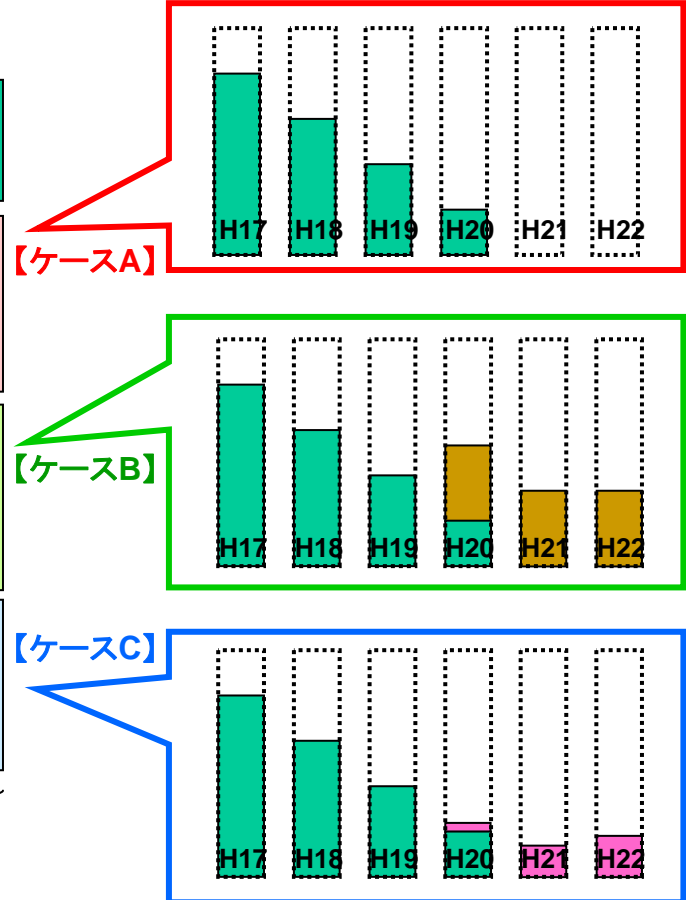
LRICモデルによる試算の前提条件 【上限値】 回線数:年▲12%減少、トラフィック:年▲15%減少
 【下限値】 回線数:年▲7%減少、トラフィック:年▲10%減少
 その他の入力値は、過去のトレンドより推計

GC接続における接続料水準

H17	H18	H19	H20	H21	H22
5.32	5.05	4.69	4.1~4.3	3.6~3.9	3.9~4.4
			5.1~5.3	4.9~5.3	5.3~6.1
			4.3~4.5	4.2~4.5	4.7~5.3

実績値 (H17-H19) 推計値 (H20-H22)

接続料原価に含まれるNTSコスト



(省令案)

○ 総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第百九条第一項及び第百十条第二項の規定に基づき、及び同法を実施するため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年 月 日

総務大臣 増田 寛也

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

の一部を次のように改正する。

附則中第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第三号	平均単価	基準単価
	除して得た額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額

第二条第六号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価
第五条第一項第一号	平均原価	基準原価
	平均単価	基準単価

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第百九条第一項及び第百十条第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四条及び第二十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則
の一部改正について

<説明資料>

総 務 省
総 合 通 信 基 盤 局

平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定」における要望事項

- 平成19年3月30日付け情報通信審議会答申「長期増分費用方式に基づく平成19年度の接続料等の改定」において、以下の4点を要望。このうち補てん対象額の算定方式について、今回見直しを行うもの。

要望の背景

- 平成19年度の接続料が低下することにより、各電気通信事業者の接続料負担額は減少。
 - ユニバーサルサービス制度の負担金の額は、1番号当たり7円／月から増加することが見込まれる。
 - ユニバーサルサービス制度の負担金は53社中50社が利用者負担
- ⇒ 利用者負担の増加を可能な限り回避することが適当。

- ◆ 来年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方式について、利用者負担を抑制することを目的として速やかに見直すこと。



利用者負担を抑制する方向で、補てん対象額の算定方式の見直し。

- ◆ 見直しに当たっては、固定電話の接続料におけるNTSコストの在り方と密接に関連することから、これと同時並行的に見直すこと。



平成20年度以降の固定電話の接続料算定方法の見直しと同時並行的に検討。

- ◆ 現在検討が進められているユニバーサルサービス制度自体の見直しも、可能な限り前倒しを行い、速やかに結論を得ることが望ましい。



「新競争促進プログラム2010(06年9月19日公表)」に基づき09年に情報通信審議会の審議を経て行う予定の制度の見直しに向けた本格検討の可能な限りの前倒し。

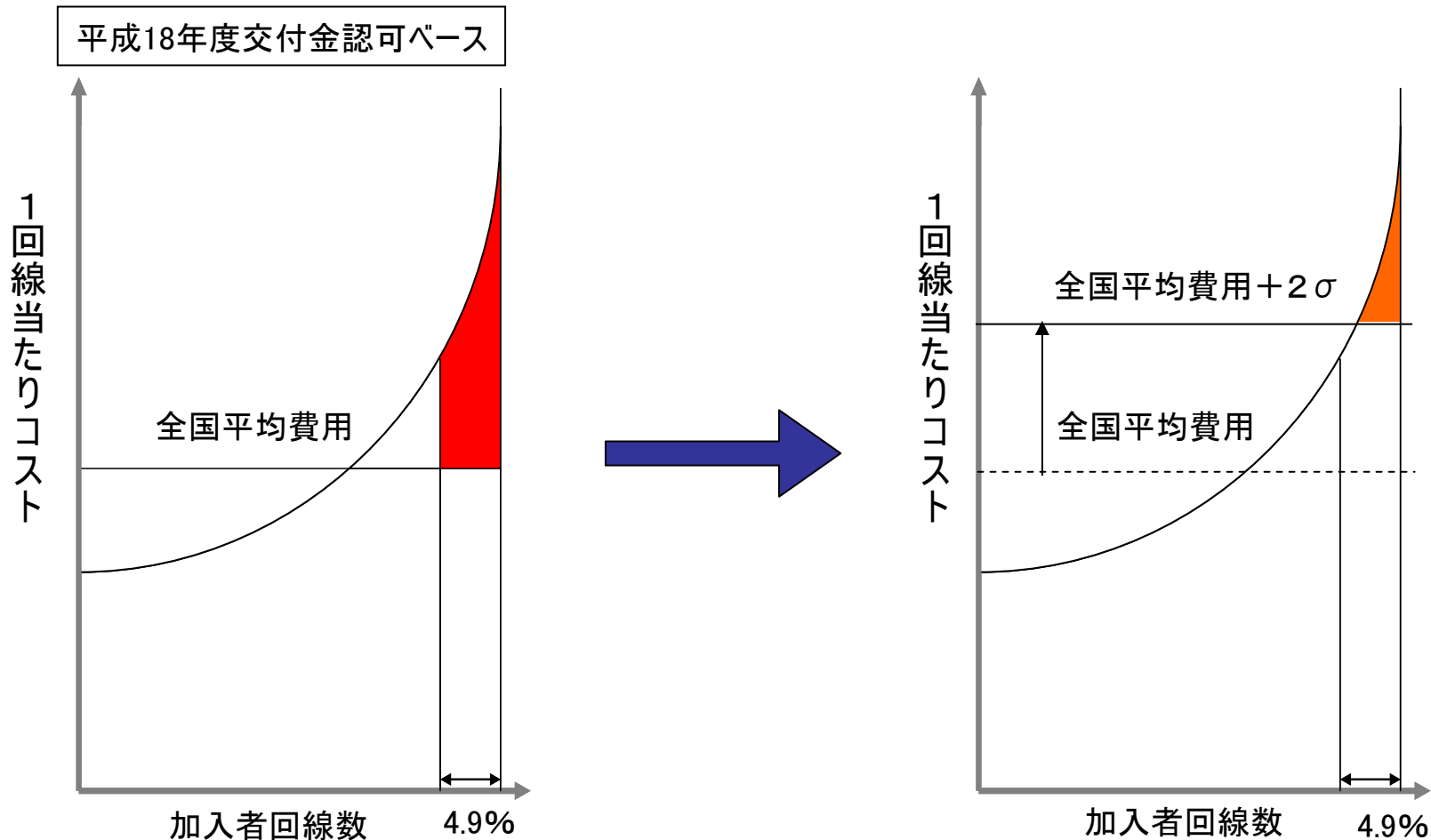
- ◆ 各事業者において負担金の利用者負担は、可能な限り抑制する方向で検討することが望ましい。



支援機関に各接続電気通信事業者等への周知を要請。(☞平成19年4月6日実施済)

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額の算定方法の見直し案【ベンチマーク方式の修正】

高コスト地域(4.9%)のコストのうち、「全国平均費用」をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額として算定する現行方式から、
「全国平均費用+2 σ 」をベンチマークとし、これを超える部分を補てん対象額として算定する方式に移行。



ユニバーサルサービス制度の補てん対象額算定方法の見直しの考え方

■ 経緯

現行のユニバーサルサービス制度は、平成17年10月25日の情報通信審議会答申(ユニバーサルサービス基金制度の在り方)において、「音声サービス全体における競争が進展し、とりわけ基本料分野における競争がその黎明期を過ぎ、実効性のある競争が始まると見込まれる段階に入りつつある」との考えに基づき見直されたもの。

- ① その際、競争事業者によるドライカップを利用した直収電話サービスの提供等により、回線交換網ベースの電話サービス市場において一層の競争進展が実現し、級局別格差の縮小を含む基本料水準の低廉化が期待されていた。
- ② また、ユニバーサルサービス制度に係る負担金は、これを接続電気通信事業者等が直接負担するか、利用者に追加的な負担を求めるかは各事業者の経営判断に委ねることとされた。

■ 制度稼働後の状況

- ① ブロードバンド化が急速に進展し、IP電話の加入者が大幅に増加する一方、固定電話加入者数が減少する等、回線交換網からIP網へのマイグレーションの影響が顕在化。その結果、直収電話サービス等の回線交換網ベースの電話サービス市場において、競争圧力を通じた基本料水準の低廉化は必ずしも十分に期待できない状況にある。
- ② この点、平成18年11月21日の情報通信審議会答申「電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可」において、級局別格差の是正を通じた利用者負担の抑制について、NTT東西に対し継続検討を求めたところであるが、当面その実施は見込めない状況。
- ③ また、本制度の本格稼働後の状況を見ると、負担金を支払う接続電気通信事業者等53社中50社(平成19年3月末現在)は、当該負担金を利用者に求めている状況。
- ④ かかる状況においては、現行基本料の級局別格差を通じ、結果として都市部等の採算地域において高コストの不採算地域のコストの一部負担が引き続き行われることとなるため、利用者負担を前提としつつ当該負担金の額が増加することについて、利用者の理解を得ることが困難。

ユニバーサルサービス制度の補てん対象額算定方法の見直しの考え方

■ 見直しの考え方

平成19年3月30日の情報通信審議会の要望を踏まえ、利用者負担の抑制を図る観点から、加入電話に係る補てん対象額の算定方式を見直す場合、その前提として実績データに基づく客観的な基準により算定されるものであることが適当。

このため、全国平均費用を補てん額算定のためのベンチマークとして用いる現在の仕組みを改め、当該ベンチマークを「全国平均費用+2 σ 」とする見直しを行う。

「全国平均費用+2 σ 」をベンチマークとして設定する理由

- ① 当該ベンチマークにより補てん対象額を算定すると、平成18年4月に施行された電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令(平成18年総務省令第33号)附則において規定されている現行制度の見直し時期(施行後3年を目途)の間は、平成18年度認可に係る補てん対象額に基づき計算される合算番号単価(7円)と概ね同等の水準で推移する見込み。
- ② 現行制度において非競争地域を特定する際に用いた標準偏差の方式を用いることにより、実績データに基づく客観的なベンチマークを設定することが可能。
- ③ 既にユニバーサルサービス制度が稼働している米国においても、各州の平均費用を基に、「全国平均費用+2 σ 」を補てん額算定のベンチマークとして設定している。これは、当該ベンチマークを超える部分については、各事業者の経営効率化努力や各州内におけるユニバーサルサービス制度の活用等によってもなお対応することが不可能な水準であると認め、本制度による補てんが行われているもの。

この点、我が国においても、NTT東西の経営効率化努力等による内部補てんのみでは対応することができない水準を確定する方式として利用することには一定の合理性が認められる。

ユニバーサルサービスの補てん対象額、合算番号単価の推計値

補てん対象額

(認可年度)

	H18年度	H19年度	H20年度
①見直し前: 現行ベンチマーク 「全国平均費用」	152億円(実績)	195-275億円	280-380億円
②見直し後: 修正ベンチマーク 「全国平均費用+2σ」	—	96-127億円	129-168億円

合算番号単価

	H18年度	H19年度	H20年度
③見直し前	7円(実績)	9-13円	13-17円
④見直し後	—	4-6円	6-8円

補てん対象額算定の前提

- H19年度、H20年度の補てん対象額は、情報通信審議会答申「ユニバーサルサービス基金制度の在り方」(H17年10月25日)において推計したものを使用。
- ②の算定上、公衆電話の補てん対象額、緊急通報の補てん対象額は、H18年度の補てん対象額(それぞれ、31億円、1億円)と同額とする。
- 合算番号単価の算出に用いた電気通信番号は、H19.1末現在の1億8,122万番号とする。

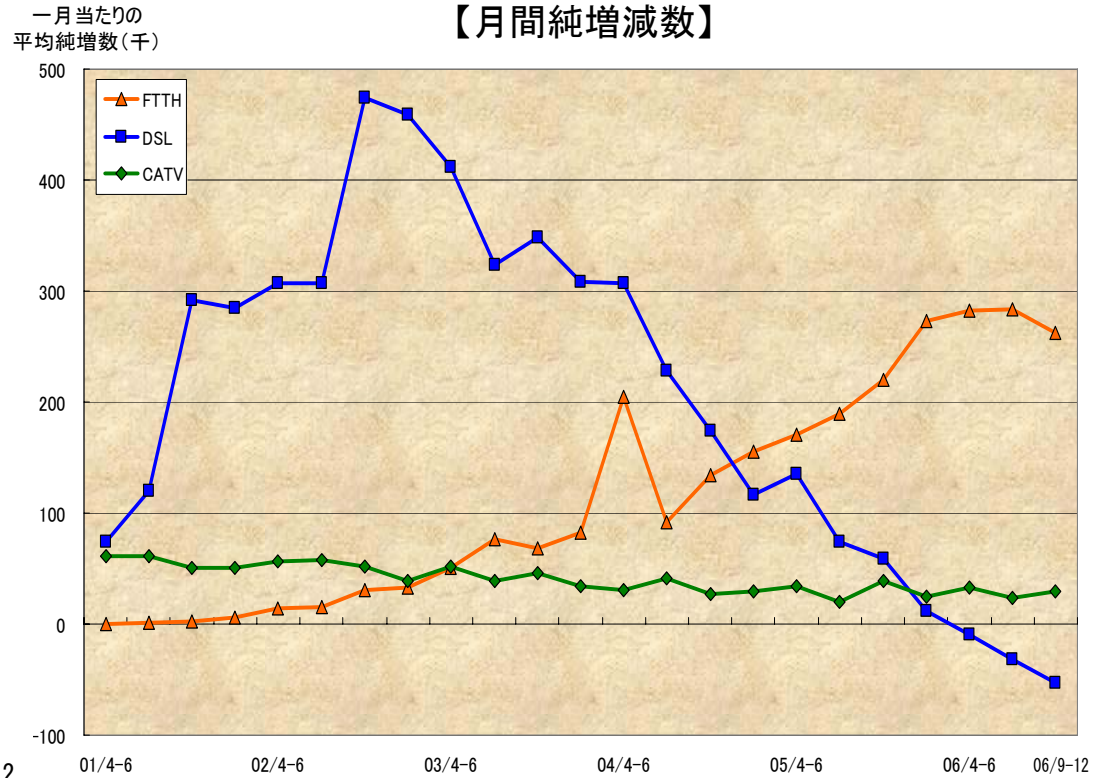
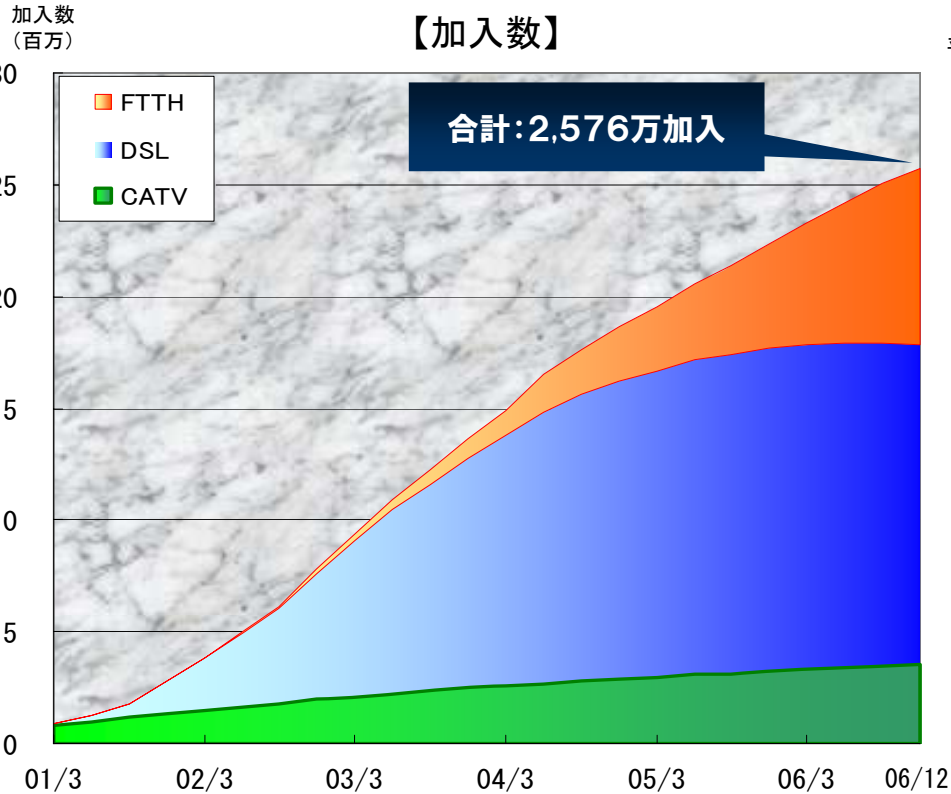
審議スケジュール（案）

	2007年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
電気通信 事業部会等	19 ▲ 諮問	15 ▲ ユニバーサルサービス委員会		24 ▲ 意見公募開始	23 ▲ 意見公募締切	6 ▲ ユニバーサルサービス委員会	20 ▲ 答申

参 考 資 料 ①

【参考】ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移

- ブロードバンドの加入者については近年急激に拡大(ブロードバンド総加入者数は2,576万契約)
- 一般家庭向け光アクセスサービスについては、日本が世界に先駆けて2001年3月より提供開始
- 総加入数では依然DSLが圧倒。しかし、純増減数では3期連続DSLが純減する中、FTTHの純増が顕著。



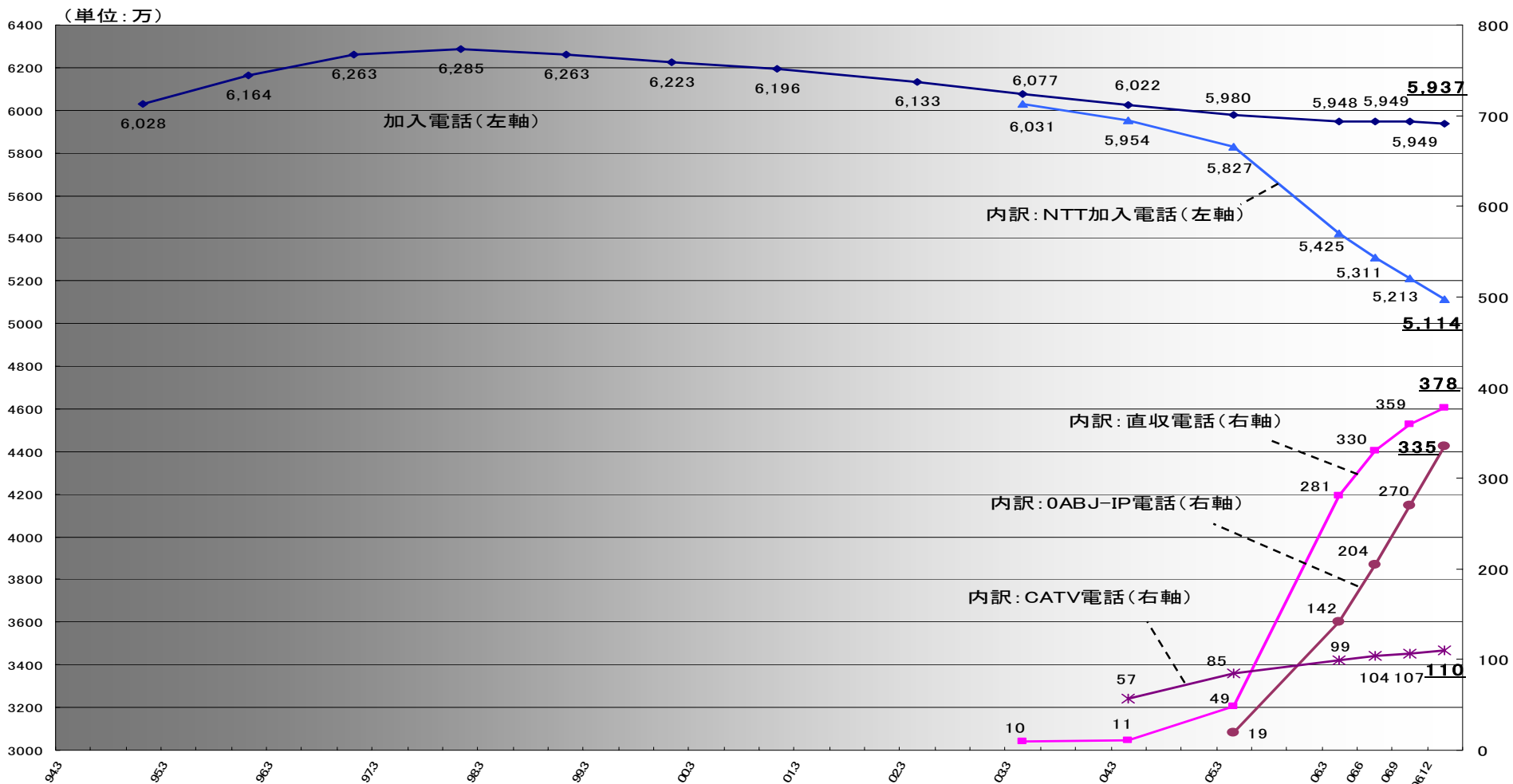
	01/03	02/03	03/03	04/03	05/03	06/03	06/12
FTTH	200	2万6千	31万	114万	290万	546万	794万
DSL	7万	238万	702万	1,120万	1,368万	1,452万	1,424万
CATV	78万	146万	207万	258万	296万	331万	357万

期間	01/4-6	02/4-6	03/4-6	04/4-6	05/4-6	06/4-6	06/9-12
FTTH	400	14,067	50,969	205,127	171,168	282,633	261,945
DSL	73,559	307,377	411,360	307,295	135,476	▲8,955	▲53,331
CATV	61,000	56,667	51,667	30,271	34,056	33,436	29,145

注) 2004年6月末分より電気通信事業報告規則の規定により報告を受けた契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた契約数を集計。
(2004年6月の数値は当該変更の影響により、直近のトレンドと比べ大きく変わっている。)

【参考】加入電話の契約数の推移

■NTT加入電話の契約数の減少が進む一方、OABJ-IP電話等の契約数は大幅に増加し、IP電話へのマイグレーションが顕著。
 ■直収電話は増加傾向であるが、その伸びはOABJ-IP電話の伸びに比べ鈍化。



注1: 加入電話とは、NTT加入電話 (ISDNを含む)、直収電話 (直加入、新型直収、直収ISDNの合計)、OABJ-IP電話、CATV電話をいう。

注2: OABJ-IP電話は、利用番号数をもって契約数とみなしている。

※なお、OABJ-IP電話はNTT加入電話等との代替性が高いため加入電話に加えた。

【参考】ユニバーサルサービス料の利用者への転嫁状況

平成19年3月末現在

	電気通信事業者名	実施月 ^注	ユニバーサルサービス料(税込み)	備考
1	アイテック阪神株式会社	H19.1	月額7.35円	
2	イツ・コミュニケーションズ株式会社	H19.4	月額7円	
3	株式会社ウィルコム	H19.1	月額7.35円	
4	株式会社STNet	H19.1	月額7.35円	
5	株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー	H19.2	月額7.35円	
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	H19.2	月額7.35円	
7	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	H19.1	月額7.35円	注2
8	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西	H19.1	月額7.35円	注2
9	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ九州	H19.1	月額7.35円	注2
10	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ四国	H19.1	月額7.35円	注2
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国	H19.1	月額7.35円	注2
12	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海	H19.1	月額7.35円	注2
13	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東北	H19.1	月額7.35円	注2
14	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸	H19.1	月額7.35円	注2
15	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道	H19.1	月額7.35円	注2
16	株式会社エヌ・ティ・ティ・ネオメイト	H19.1	月額7.35円	
17	株式会社エヌ・ティ・ティ・シー・コミュニケーションズ	H19.1	月額7.35円	
18	株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	H19.2	月額7.35円	注3
19	沖縄セルラー電話株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
20	関西マルチメディアサービス株式会社	H19.1	月額7.35円	
21	九州通信ネットワーク株式会社	H19.1	月額7.35円	
22	株式会社ケーブルネット神戸芦屋	H19.1	月額7.35円	
23	株式会社ケーブルビジョン21	H19.1	月額7.35円	
24	KDDI株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
25	KMN株式会社	H19.6	月額7.35円	
26	KVH株式会社	H19.1	月額7.35円	
27	株式会社ケイ・オプティコム	H19.1	月額7円	

	電気通信事業者名	実施月 ^{注1}	ユニバーサルサービス料(税込み)	備考
28	株式会社シーテック	-	-	
29	株式会社ジェイコム関西	H19.1	月額7.35円	
30	株式会社ジェイコム関東	H19.1	月額7.35円	
31	株式会社ジェイコム北九州	H19.1	月額7.35円	
32	株式会社ジェイコムさいたま	H19.1	月額7.35円	
33	株式会社ジェイコム札幌	H19.1	月額7.35円	
34	株式会社ジェイコム湘南	H19.1	月額7.35円	
35	株式会社ジェイコム千葉	H19.1	月額7.35円	
36	株式会社ジェイコム東京	H19.1	月額7.35円	
37	ジャパンケーブルネット株式会社	-	-	
38	株式会社ZTV	(検討中)	-	
39	ソフトバンクテレコム株式会社	H19.1	月額7.35円	
40	ソフトバンクモバイル株式会社	H19.1	月額7.35円	注2
41	中部テレコミュニケーション株式会社	H19.1	月額7.35円	
42	土浦ケーブルテレビ株式会社	H19.1	月額7.35円	
43	東北インテリジェント通信株式会社	H19.1	月額7.35円	
44	株式会社長野県協同電算	H19.2	月額7.35円	
45	西日本電信電話株式会社	H19.2	月額7.35円	
46	BBテクノロジー株式会社	H19.1	月額7.35円	
47	東日本電信電話株式会社	H19.2	月額7.35円	
48	福岡ケーブルネットワーク株式会社	H19.1	月額7.35円	
49	フュージョン・コミュニケーションズ株式会社	H19.1	月額7.35円	
50	株式会社ぶららネットワークス	H19.2	月額7.35円	
51	北摂ケーブルネット株式会社	H19.1	月額7.35円	
52	株式会社メディア	H19.1	月額7.35円	
53	株式会社YOZAN	H19.1	月額7.35円	注3

<注:(社)電気通信事業者協会調べ>

注1 実施月の欄中「-」は、現時点で利用者に負担を求めないこととしている電気通信事業者であり、「(検討中)」は、利用者に負担を求めるとかどうかについて検討中の電気通信事業者。

注2 プリペイド携帯電話については、異なる課金方法等となっています。詳しくは各電気通信事業者のホームページを参照のこと。

注3 一部のサービスのみが対象となっています。詳しくは各電気通信事業者のホームページを参照のこと。

なお、当該負担対象事業者のうち注2・注3以外にも一部のサービスにおいて課金方法等が異なる場合がある。

【参考】H19接続料の改定に係る意見募集における消費者団体からの意見の概要

主婦連合会

- 今回の接続料の改定により、通信事業者は接続料の支払いが軽減。
 - 他方、今年からスタートしたユニバーサルサービス制度の負担金は、ほとんどの通信事業者が全額を利用者に転嫁。
 - 負担金は来年度以降増加する見込みであり、ユーザは、一層の負担を強いられる。
 - 通信事業者は、接続料の軽減がされた上に、ユニバーサルサービス制度の負担も免れている現状は、許容できない。
 - 今後も通信事業者だけがメリットを享受することがないよう、現行のユニバーサルサービス制度について、早急に点検・見直しを求める。
- ① 平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん額が膨らむことのないよう、総務省は速やかに算定方法の見直しを行うこと。
 - ② 通信事業者はユニバーサルサービス制度の負担金の利用者への転嫁を行わないこと。
 - ③ ユニバーサルサービス制度の今後のあり方について、前倒しして結論を得ること。

全国地域婦人団体連絡協議会

(主婦連合会の■の部分と同様の意見に加え) 次の3点を実施すること。

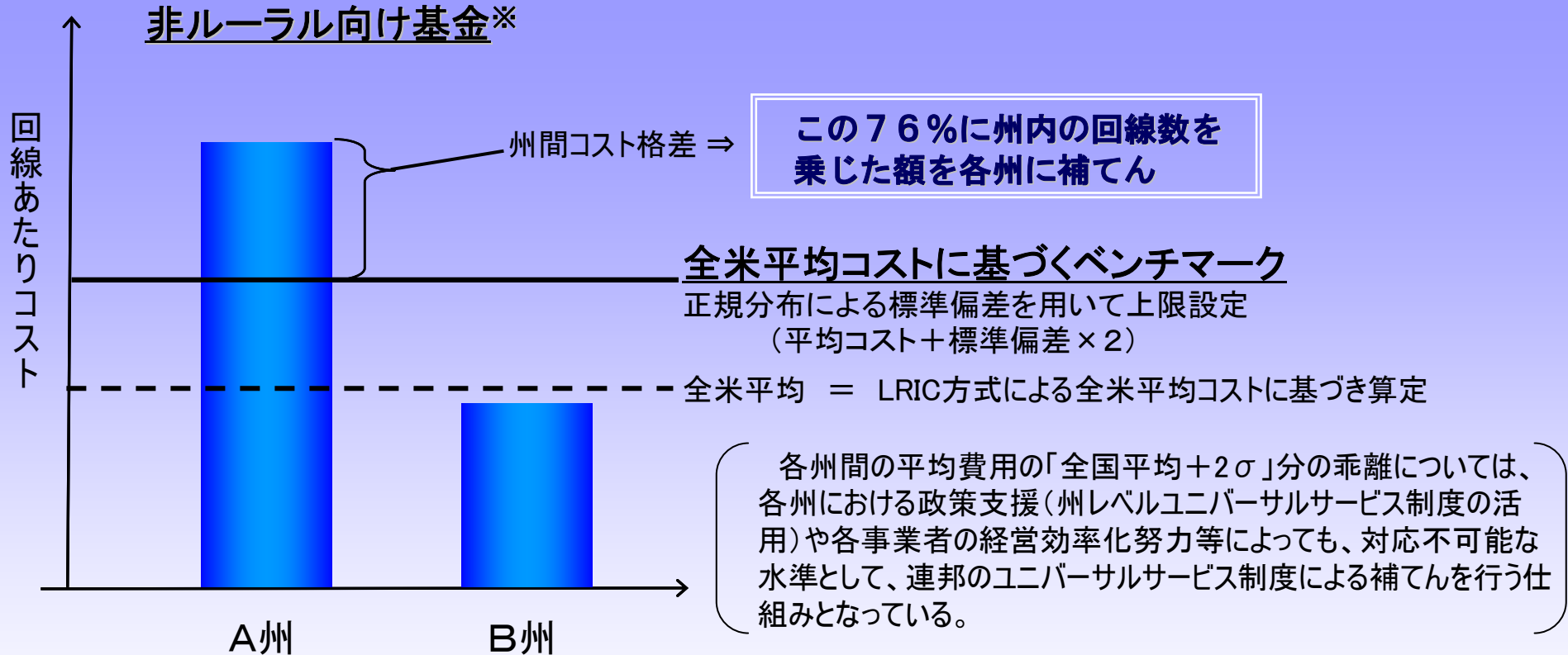
- ① 平成19年度以降のユニバーサルサービス制度の補てん額が膨らむことのないようにすること。
- ② 通信事業者はユニバーサルサービス制度の負担金の利用者への転嫁を行わないこと。
- ③ ユニバーサルサービス制度の今後のあり方について、消費者の納得する形で結論を得ること。

東京都地域婦人団体連盟

(主婦連合会と同様の意見)

【参考】米国におけるユニバーサルサービスコストの算定

■ 米国(連邦)においても、コスト算定においてコストベンチマーク方式を採用しており、「全米平均コスト+2σ」を超える部分を補てん。



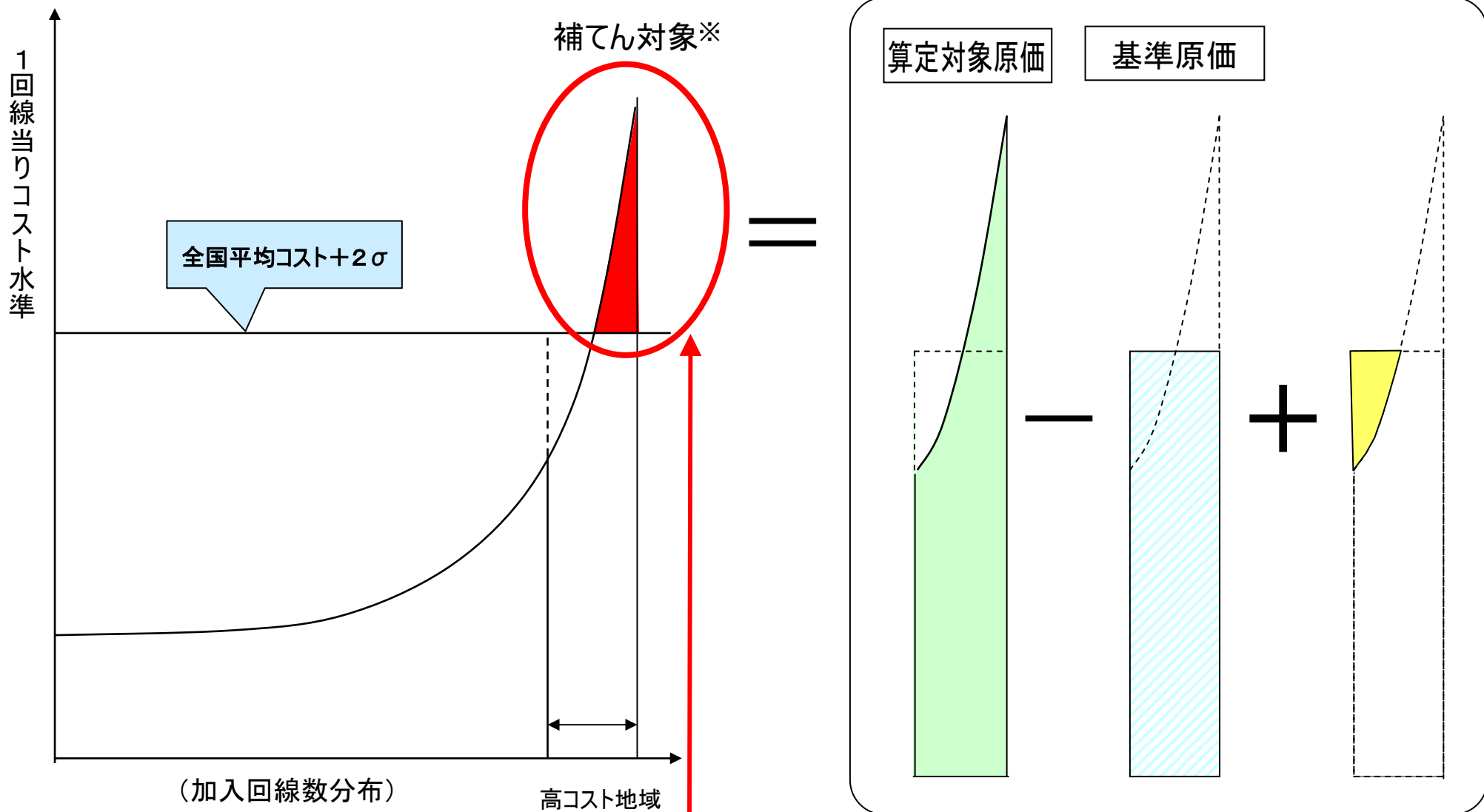
※ 州ごとに決定された支援額を、ワイヤセンタ単位で事業者へ超過コストに応じて配分。

※非ルーラル向け基金

ルーラル地域と非ルーラル地域の両方にまたがって、州境を越えた広い範囲でユニバーサルサービスを提供する大規模な通信事業者、つまり地域電話会社(RBOC)を対象とするもの。

参 考 資 料 ②

【参考】 基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第5条第1項第1号における補てん対象額見直し後の算定方法のイメージ



※ 第5条第1項第1号改正案(読替後)

算定対象原価が基準原価を上回る額(各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、基準単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。)

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
附則 1～7 (略)	附則 1～7 (略)	附則 1～7 (略)	
<p>8 当分の間、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>			
第二条第三号	平均単価	平均単価	基準単価
第二条第六号	除して得た額	除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額	基準単価

9 (略)	第五条第一項第一号		平均単価
	平均単価	平均原価	基準単価
	基準単価	基準原価	基準単価
8 (略)			

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行し、平成十九年度の補てん対象額の算定から適用する。
(経過措置)

2 この省令の施行の日の属する年度に電気通信事業法第九条第一項及び第一百条第二項の規定による認可を受けようとする場合における改正後の基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第四条及び第二十八条第一項の規定の適用については、これらの規定中「六月」とあるのは「七月」とする。

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則の一部を改正する省令案読替表

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）

（傍線の部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 基準単価 適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額に、すべての適格電気通信事業者のアナログ加入者回線における加入者回線単価の標準偏差の二倍の額を加えた額をいう。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 基準原価 基準単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額</p>	<p>（用語）</p> <p>第二条 この省令において使用する用語は、電気通信事業法（以下「法」という。）、電気通信事業法施行令（以下「施行令」という。）、電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号。以下「施行規則」という。）、端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）、第一種指定電気通信設備接続会計規則（平成九年郵政省令第九十一号。以下「接続会計規則」という。）及び接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 平均単価 適格電気通信事業者ごとの対象原価の総額を合算した額を適格電気通信事業者ごとのアナログ加入者回線の総数を合算した数で除して得た額をいう。</p> <p>四・五 （略）</p> <p>六 平均原価 平均単価に算定対象加入者回線の総数を乗じて得た額</p>

をいう。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補てん対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

一 算定対象原価が基準原価を上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、基準単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

二・三 (略)

2〜4 (略)

をいう。

(交付金の額の算定方法等)

第五条 法第九十九条第一項の総務省令で定める方法は、適格電気通信事業者ごとに、次に掲げる額を合算して得た額（以下「補てん対象額」という。）から、自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者を接続電気通信事業者等とみなして、第二十七条第一項及び第二項の規定を適用して算定した額（以下この条及び第二十七条において「当該適格電気通信事業者の算定自己負担額」という。）を控除する方法とする。

一 算定対象原価が平均原価を上回る額（各算定対象加入者回線の加入者回線単価のうち、平均単価を下回る額がある場合には、当該下回る額をそれぞれ合算するものとする。）

二・三 (略)

2〜4 (略)